

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和元年11月17日 16時00分ごろ
発生場所	山口県宇部港 宇部港西防波堤灯台から真方位256° 1.3海里付近 (概位 北緯33° 55.9′ 東経131° 12.3′)
事故の概要	プレジャーボートMILLETは、南南東進中、のり養殖施設に乗り入れ、養殖区画のロープを切断した。
事故調査の経過	令和元年11月22日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート MILLET、5トン未満（長さ7.45m） 243-12885山口、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 養殖区画のロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 日没時刻：17時11分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、宇部港内を約4ノットの対地速力で南南東進中、のり養殖施設（以下「本件施設」という。）の存在に気づき減速したものの、本件施設に乗り入れ、船長が、本事故の発生を海上保安庁に通報した後、本件施設のロープを切り、本件施設から離れた。 船長は、予定針路付近の海域を何度も航行した経験があり、のり養殖施設が設置されていることを知っており、本事故当時、予定針路付近でいくつかののり養殖施設の浮標を確認していたが、本件施設の浮標に気付かなかった。
分析	本船は、南南東進中、船長が、予定針路付近にのり養殖施設が設置されていることを知っていたものの、本件施設の浮標に気付かず本件施設に接近して航行を続けたことから、本件施設に進入し、本件施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が南南東進中、船長が、予定針路付近にのり養殖施設が設置されていることを知っていたものの、本件施設の浮標に気付かず本件施設に接近して航行を続けたため、本件施設に進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・慣れた海域であっても、のり養殖施設に接近して航行することがないように、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li><li>・のり養殖施設が設置されている海域には接近しないことが望ましい。</li></ul>
--	---